



2014年オープンキャンパスでの模擬裁判の様子



## 裁判員制度のもとで 誰の立場においても 適正な裁判を実現するために。

裁判員制度が始まり、  
刑事裁判を取り巻く環境は大きく変わりつつあります。  
人文学部では、被疑者・被告人の立場から見ても、  
市民の側から見ても適正な裁判を実現するため、  
犯罪被害者や共犯者、鑑定人などに対する証人尋問手続や、  
そのための情報・証拠の開示手続などのあり方を検討しています。

### えん罪を生まないためのルール

刑事裁判のルールは、えん罪を生まないために定められています。ルールの中でも最も重要なのは、無罪推定原則です。被害者の苦しみを考えると、加害者に配慮をすることはおかしいと思われるかもしれませんが、その人が本当に加害者といえるか否かは、裁判をやるまでわかりません。過去の事件の中には、「犯罪・犯罪者を許してはいけない」という素朴な正義感から、ルールを無視して行き過ぎた結果、無実の人に罪を着せてしまったものもあります。また、その人が罪を犯したこと自体には疑いが無いにしても、事案の真相とは異なる事実が認定されたり、不必要に重い責任を負わされてしまったりする例もないとはいえません。犯罪を巡る問題は、人をむやみに責めるだけでは解決しません。万が一にも間違いを起こすことのないようにしながら正義を実現するために、捜査・裁判にはさまざまなルールが決められているのです。



膨大な資料を揃える、人文学部資料室

### 公正さを求める証人尋問権の意義

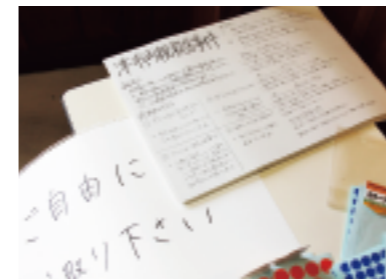
刑事裁判のルールの中で、私たちが主として研究していることは、目撃者、被害者、鑑定人、共犯者などの証人に対して尋問する権利をいかに被告人に保障するかについてです。たとえば米国では、裁判はやってみないとわからない、という理念のもと、一つひとつの事実についていちいち証人に証言させ、法廷の場で真実を確認します。実際、裁判を傍聴すると、銃を突きつけられて金品を強奪されたと主張する被害者が、自分を脅迫した犯人の人数や銃の色などについて、以前とはまったく別のことを言い出したり、被告人の逮捕時に証拠物を押収したという警察官の状況説明がちぐはぐなものだったりすることがたびたびあります。その良し悪しはともかく、米国では、一見すでにわかりきったようなことでも、証人たちに裁判の場で実際に証言をさせ、検察側・弁護側双方に問いたださせてみると、予想もしなかった事実が浮かび上がってくるのが十分あり得ることを前提としています。そして、当初の話が正しかったのに記憶が曖昧になってしまっただけなのか、それとも間違いだったのかを確認する機会を十分に保障することこそがフェアだ、と考えられているのです。そのため、公判での吟味の機会を実効的なものにするための情報や証拠に関する事前の徹底的な開示や、それを可能とするための全手続の記録化などについても、公正さという観点からのルール化が進められています。

### 日本型精密司法の問題点

これに対して日本の刑事裁判では、裁判前に法廷の外で徹底的に準備をした上で、実際の審理が予定されたシナリオに沿って進められる点に重きが置かれます。両当事者の争いのないところについては、用意された書面が読み上げられて終わってしまいます。争いのあるところについては、証人が実際に証言台に立たされ、事実を問いただされて崩れるようなことになった場合でも、それによって真実が浮かび上がったとは受け取られずに、狂ってしまった立証計画を補うものとして書面が提出され、当初の予定通りの事実が認定されることが少なくありません。精密さは確保される一方で、一旦法廷の外で間違った情報が記録されてしまうと、それを正すチャンスはない、ということにもなりかねないのです。公衆の面前で証言台に立つことを強制される被害者の気持ちなどへの配慮はもちろん必要ですが、裁判を適正なものにするためには、被告人側の攻撃防御の機会を十分に保障するということが、やはり忘れられてはなりません。

### ルールの原点に戻って

裁判員制度の導入とともに、日本の刑事裁判を取り巻く状況は大きく変わりつつあります。最近では、過去の有罪判決が誤りであったことが発覚し、無実の罪で捕まっていた人が釈放される事例が相次いだことなども受けて、えん罪にもつながりかねない捜査段階での取り調べのあり方や、捜査機関が厳選した証拠だけが裁判所に提出され、ひょっとすると被告人に有利だったかもしれない情報、無罪証拠であったかもしれないものが隠されたままとなる可能性を残す制度そのものに対して、市民の批判が高まっています。今こそ、そのような捜査・裁判への批判を真摯に受け止めて、えん罪を防ぐというルールの原点に戻り、誰からも公正な裁判のあり方について検討し直す時機が来ています。裁判員として参加する市民の負担を軽減し、わかりやすい裁判を実現することと、捜査段階での問題も含めてできるだけ詳細な証拠・情報を審理の場で明らかにし、審理自体が攻撃防御の場としての実質を持つようにシステムを構築することを両立させるのは困難かもしれません。しかし、すでに試行錯誤を繰り返してきた諸外国の例なども参考にしながら、バランスの取れたシステム・モデルを提示できれば、と考えています。



毎年、オープンキャンパスで実施している模擬裁判。学生たちが架空の事件を設定して本番さながらの裁判を行う。